科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23年 4月 30日現在

機関番号: 32641 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2007~2010 課題番号:19730060

研究課題名(和文) 「可罰的な犯罪関与行為」と「不可罰的な犯罪関与行為」との区別について 研究課題名 (英文) Distinction between "Punishable Participation in Crimes" and

"Non-Punishable Participation in Crimes"

研究代表者

曲田 統(MAGATA OSAMU) 中央大学・法学部・教授 研究者番号:70364213

研究成果の概要(和文):

可罰的な犯罪関与行為と不可罰的な犯罪関与行為との本質的な違いについて検討をすすめた。 しかし、具体的な検討過程において、この問題は、刑罰の存在理由・正当性、刑法の一般理論 といった刑法の本質論と直結し、よって刑法の本質論に関する検討を回避することはできない との見方に達した。そこで、当初の具体的な研究予定を一旦先に送り、刑法の基本原理につい て深く考察することを優先させ、刑罰の正当性、犯罪の客観面と主観面の関係、共犯の処罰根 拠、日本の文化と刑法学との関係性などの問題について考察し、共犯理論を立体的に構築する ための土台を作り上げた。その上で、犯罪関与行為の可罰性の本質についての考察に踏み入る に至っている。

研究成果の概要 (英文):

In this study I have considered the inherent differences between punishable participation in crimes and non-punishable participation in crimes. However in the course of the actual consideration process, I reached the conclusion that this issue is directly linked to the theories underlying criminal jurisprudence such as those related to the reasons for the existence of punishment as well as its legitimacy and lawfulness, and general theories about criminal law. Having come to this conclusion I recognized that full consideration of these underlying theories is inevitable. Accordingly, the initially proposed research schedule was placed on hold and precedence given to an in depth consideration of the fundamental principles underlying criminal jurisprudence. Specifically the issues concerning the legitimacy and lawfulness of punishment, the relationship between the objective and subjective considerations related to crime, the rationale behind punishment of accomplices as well as the relationship between Japanese culture and criminal jurisprudence. This has allowed me to lay down a basic foundation upon which to build a multifaceted theory concerning the criminality of accomplices to a crime. Based upon this theory I have begun further study to identify those elements that act to make participation in a crime punishable.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	900, 000	0	900, 000
2008 年度	600, 000	180, 000	780, 000
2009 年度	600, 000	180, 000	780, 000
2010 年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
総計	2, 600, 000	510, 000	3, 110, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・刑事法学

1. 研究開始当初の背景

刑法学における従犯の本質をめぐる議論は、我が国においては十分なものに達していない。特に、日常的になされる種の行為が、犯罪に関係する行為となった場合、これを従犯として処罰対象にできるか、という問いは、ドイツで盛んに議論されてきていたが、我が国での議論は始まったばかりといえる状況であった。そこで、可罰的な犯罪関与行為と、不可罰的な犯罪関与行為との本質的な違いを明らかにする必要があると考え、本研究に着手した。

2. 研究の目的

可罰的な犯罪関与行為と不可罰的な犯罪 関与行為とは本質面においてどこが異なる のか。また、両者の区別はどのような基準に よって果たされるべきか。この問いに対する 答えの一端を導く。

3. 研究の方法

日本、ドイツ、英米において文献上すでに示されている諸見解、ならびに判例を収集し、それぞれにおいて展開されている論理を分析し、その特徴に従って整理・統合を行う。 払拭されない疑問点等については、国外の学者に問い合わせをしたり、必要において現地に赴き筆者自身あるいはその論点に造詣の深い学者と意見交換をするなどして、十分な理解に達する。

特に海外においては、共犯論それ自体に関する対立のみならず、法文化・政治哲学・刑罰制度などといった基礎的問題にスポッら、を研究に下しても少なくないことがら間題に下り組むスタンスを予定していたもをでは、これによって、共犯の問題をではないが、これによって、共犯の問題をでは、この各論としての各に関連に関わる問題に変がでいる。 原理に関わる問題に変変でないたことがでいるとが可能となり、ででといったことがでは、このと考えている。

今後も、この研究スタンスを維持しつつ、 未解決の問題に取り組んでいくつもりであ る。

4. 研究成果

(1) 可罰的な犯罪関与行為と不可罰的な犯罪関与行為との本質的な違いについて検討をすすめる過程で、この問題を扱う上で不可欠な検討事項、すなわち、刑罰の存在理由・正当性、刑法の一般理論といった刑法の本質論について検討することの重要性を痛感することとなった。そこで、当初の具体的

な研究予定を一旦先に送り、刑法の基本原理について深く考察することを優先させ、刑罰の正当性、犯罪の客観面と主観面の関係、共犯の処罰根拠、日本の文化と刑法学との関係性などの問題について考察した。その結果、(研究はまだ進行中であるが、)刑法原理と齟齬を起こさない立体的な共犯理論を構築するための枠組み・土台を作り上げることができた。

(2) 共犯行為の可罰性を説く上で、どうしても回避できないのは、刑罰・処罰の正当性の根拠の問題である。この問題は単独正犯においてのみ取り上げられるべきものではなく、共犯処罰の正当性を説く上でも必須の検討事項であるとの基礎的視座に立っている。この考察の一部は、「従犯の主観的に立っている。この考察の一部は、「従犯の主観的文集』(成文堂、2010年、581-604頁)において示した。そこで特に重要だとしたのは、功利主義・程度に出台をおく予防思想の導入の適否・程度についてである。結論としては、予防思想は立法段階で制限的に取り込むことが肯定され、対して科刑段階においてはこれを排することが適切であるという見方に至った。

刑罰の関係では、死刑制度の是非の問題を 回避することはできない。この問題について は、すでに数多くの研究成果が存在するもの の、議論は膠着状態にあるといえる。そこで、 新たな視座を提供し、議論を再び活発化させ ることをも狙い、「死刑制度は保持されうる か」法学新報、118巻7・8号(2011年、掲 載決定)を執筆した。本稿では、従来型の議 論の対立軸にとどまるのではなく、さらに深 い哲学的対立にまで入り込んだ上で検討を 進めている。検討の枠組みにおいて強調した のは、死刑制度への評価を、政治哲学上の自 由主義思想にとどまっておこなうか、新たな 展開を見せつつある共同体思想に立脚して おこなうか、という問いである。今後は、こ のような政治哲学上の問いへの取り組みを

必須の前提として、死刑制度について検討を加えていくことが必要であると主張されている。

加えて、より根源的な問題である法文化、 さらには日本の文化そのものと法との関係 についても考察した。特に、刑法学も重点的 に扱う「人の生死」に関わる問題は、文化的 側面の分析を経てなければ答えは出し難い と思われるが、この点、「Japanische Kultur und Strafrecht」法学新報、117 巻 7·8 号(2011 年、77-105頁)においては、東洋思想と日本 人の死生観との関連を含め論じ、その上で、 共犯行為の一種である自殺の手助け行為を 処罰対象としている自殺幇助罪(刑法 202条) は抑制的に適用されるべきとの提案を示す にいたった。さらに、我が国の臓器移植法の 展開についても、文化的側面から検討を加え ている。儒教的視座・仏教的視座の相違を踏 まえ、あるべき同法の展開を示唆するにいた っている。なお、同稿においては、我が国の 文化それ自体との関連として、100 年以上に わたって用いられてきた日本刑法典の特質 についても叙述している。

前記、「従犯の主観的要件の実体」『立石二 六先生古稀祝賀論文集』(成文堂、2010年、 581-604 頁) においては、本研究の中心的課 題である従犯の成立要件の問題について検 討している。この論文では、特に、従犯行為 者の「主観的側面」に着目して、従犯の可罰 性・不可罰性の相違について論じている。こ れまでも、従犯の成否とその主観的要件との 関連については諸説が対立してきたところ、 この議論の本質に新たな視点から迫ろうと いう試みが本論文において示されている。そ こでは、当該従犯者が、正犯者による法益侵 害行為に対していかなる主観的態度を有し ていたかという点が、従犯の成否に大きく関 わるとの視座が示され、その上で、「許容さ れない幇助行為者の無関心」という視点こそ、 可罰的従犯と不可罰的従犯の相違の本質部 分であると見解が提示されている。この見解 は、正犯行為者による法益侵害行為について、 幇助行為者が無関心であったケースを具体 的に示し、それらのケースを類型化し、いか なる場合にその無関心が許容され、いかなる 場合に許容されなくなるかを述べるもので ある。特に、正犯による犯罪行為に幇助者が 関心を寄せることについてコミュニティが どの程度の期待を寄せるかとの、いわば共同 体主義的な観点が強調されている。

さらに、同稿においては、従犯の成否をめ ぐって、今日激しく議論されるようになって いる各論的問題にも言及している。すなわち、 ファイル共有ソフトのウィニーを開発し、そ れをネット上に置いて一般に使用可能な状 態にし、改良・公開を重ねたという、実際に 裁判に付された行為について検討が加えら れている。その結果、①その幇助行為によって生じる利益が著しく重大であり、かつ、②幇助行為者に、その著しく重大な利益をもらそうとする意思があり、加えて、③生じうる侵害の程度を最小限にとどめる措置が施されていた場合は、従犯の成立を否定する、との基準が提示され、本事例については従犯の成立を否定するのが妥当との結論が出ている。社会的に大きな利益を生み出しよう幇助行為の可罰性をいかに考えるか、という難問に対する新たなアプローチが示されたものといえる。

- (3)以上、本研究課題のもとでおこなっ てきた研究の内容の要点を記した。研究を進 めていくなかで、いったん刑法原理のあり方 にまでさかのぼって考察を加えていくこと こそ、可罰的な関与行為と「不可罰的な関与 行為の相違に関する検討にとって不可欠で あるという認識を抱くにいたったことから、 その点についての検討を優先させたが、それ は、実際に研究を深めていったからこそ得る にいたった、より好ましいアプローチである、 と確信するにいたっている。すでに獲得した 研究成果を踏まえ、今後、刑法の原理に関す る検討をさらにすすめるとともに、犯罪関与 行為の可罰性・不可罰性の根拠・分水嶺につ いて、より具体的に考察していきたいと考え ている。
- (4) 執筆中あるいは整理中につき、まだ公表するに至っていない構想もあるが、現時点で記すことのできる研究成果は、以下のとおりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

<u>曲田 統</u>「死刑制度は保持されうるか」法 学新報、査読無し、118 巻 7・8 号 (2011 年) 掲載決定

Magata Osamu 「Japanische Kultur und Strafrecht」法学新報、査読無し、117巻7・8号(2011年)77-105頁

〔学会発表〕(計0件)

[図書] (計1件)

<u>曲田 統</u>「従犯の主観的要件の実体」『立石二 六先生古稀祝賀論文集』(成文堂、2010年) 581-604 百

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:
○取得状況(計0件)
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:
〔その他〕 ホームページ等 なし
6. 研究組織 (1)研究代表者 曲田 統 (MAGATA OSAMU) 中央大学・法学部・教授 研究者番号:70364213
(2)研究分担者 ()
研究者番号:
(3)連携研究者 ()
研究者番号: